

柏市立高田小学校 P T A 会則
同 細則

柏市立高田小学校 P T A

入学時配付 6年間保管

柏市立高田小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、柏市立高田小学校PTAと称し、事務所を高田小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して家庭と学校における児童の幸福を図ることを目的とする任意団体である。

第3条 この会は、前条の目的を遂げる為次の活動をする。

- 1、教育に対する理解と方法についての見識を深める研究活動をする。
- 2、家庭と学校との緊密な連絡によって児童の健全な心身の発達を図る。
- 3、児童の生活環境をよくする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って行動する。

- 1、児童の教育並びに福祉の為に活動し、他の団体及び機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教に偏ることなく、又、営利を目的とするようなことは行わない。
- 3、この会、又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4、学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 1、この会の会員は、入会届を提出するものとする。

2、この会の会員は、本会の趣旨に賛同する本校児童の父母又はこれに代わる者及び教職員によって構成され、全て平等の権利と義務を有する。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第5章 会計

第7条 この会の経費は、会費その他の収入によって支出する。

第8条 この会の会費は、月額一世帯300円とする。

第9条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査

第10条 この会に次の役員と会計監査を置く。

- 1、 会長1名、副会長2名、書記2名、会計3名（内教職員1名）
（但し、次年度の事情によっては、運営委員会の決議により、次年度のみ担当役員を増員できる。）
- 2、 会計監査3名（内教職員1名）

第11条 役員及び会計監査の任期は、1年として再任することができる。

第12条 役員及び会計監査の選出の為の役員選考委員会を設ける。

- 1、 各地区代表1名、学級委員の中から各学年1名、総務委員会から1名、学校代表1名。
- 2、 役員及び会計監査は、総会において承認を求め決定する。

第13条 役員及び会計監査の任務は、次の通りです。

- 1、 会長はこの会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、その他一切の会務を総括する。
- 2、 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。
- 3、 書記は、総会並びに運営委員会の議事を記録保存し、又各種会合の通知をする。
- 4、 会計は、この会の会計事務にあたり、会計監査を経て総会において決算報告及び予算の提案を行う。
- 5、 会計監査は、その年度の会計について監査し、総会において監査結果を報告する。
- 6、 事務局は、PTAの運営を円滑に行う為の事務的な仕事を処理する。

第7章 総 会

第14条 定期総会は、年1回4月に開かれる。総会は事業報告、決算の承認、本年度事業計画及び予算の審議、役員を選出、その他の重要事項に関する審議並びに承認を行う。

第15条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は、会員の3分の1以上の要求があった時開かれる。

第16条 総会は、この会の最高決定機関であり、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、出席は委任状をもってかえることができる。

第8章 委員会及び部会

第17条 会務を遂行するため運営委員会、総務委員会、各種部会及び学級委員会を設ける。その構成任務は次の通りである。

- 1、運営委員会は、この会の役員・各学年委員長・各部長、校外部代表（各地区毎に選出）をもって構成し、総会の意に基づいて一般の会務及び事項について協議する。
- 2、総務委員会は、役員をもって構成される。その任務は細則で定める。
- 3、学級委員会は、各学級毎に選出された学級委員で構成される。
- 4、校外部を除く各部は、学級委員をもって構成される。但し各部の運営を活性化し、一般の会務及び緊急事項について、迅速に対応するため名称、構成、任務は細則に定める。
- 5、校外部は、地区の校外員をもって構成する。校外部は、地区の実情、児童数により若干名を選出し、その地区名、地区数、任務は地区内の連絡調整が速やかに行われる事を目的とし細則に定める。

第18条 総務委員会、各部会、学級、学年委員会の計画について重要な事項は、運営委員会の審議を経なければならない。

第19条 各委員会及び部会の委員の任期は1年とする。

第20条 校長は、必要に応じ各委員会及び部会に出席し意見を述べることができる。

第21条 細則は、運営委員会の議を経てこの会に反しない限り定めることができる。

第22条 会則は、総会において出席者の過半数をもって改定する。

付 則

第23条 この会則は、昭和52年10月22日から実施する。

この会則は、平成3年4月13日から実施する。

この会則は、平成5年4月17日から実施する。

この会則は、平成7年4月20日から実施する。

この会則は、平成9年4月19日から実施する。

この会則は、平成12年4月15日から実施する。

この会則は、平成28年4月16日から実施する。

この会則は、令和4年4月15日から実施する。

柏市立高田小学校 P T A 細則

第1条 総務委員会の任務は、次の通りとする。

- 1、他の各種部会の意見の総合調整をして年間計画を立て、必要な予算を立てる。
- 2、総会の議事日程をたてる。
- 3、計画に基づく諸活動を検討し、次の計画の資料とする。
- 4、会員の慶弔に関する事。
- 5、その他部会に属さない事項を行う。

第2条 各部の任務は、次の通りとする。

1、広報部

- ・ P T A 会報の編集発行に関する事。
- ・ 会員相互の広報活動に関する事。

2、厚生部

- ・ 学校環境の整備に関する事。
- ・ 会員の研修、親睦、健康に関する事。
- ・ 児童の健康、学校生活の向上に関する事。

3、全学年部

- ・ 学年活動の推進に関する事。
- ・ 各学級活動の推進、調整に関する事。
- ・ ベルマーク収集、整理、教育設備助成会との連絡に関する事。

4、校外部

- ・ 児童の校外生活指導に関する事。
- ・ 児童の交通安全対策に関する事。
- ・ 地区内の連絡調整を図ると共に学校との連絡に関する事。
- ・ 地区活動で行事への協力及び児童の団体活動教育の援助に関する事。
- ・ 「こども110」活動に関する事。

第3条 各部の役員カウントについては、次の通りとする。

- ・ 部活動（部会・運動会・高田っ子まつり・各行事）に積極的に参加すること。但し著しく欠席が多い場合は、運営委員会で協議し役員カウントを取り消しすることができる。
- ・ 高田小学校に在学する児童の上の子から順番にカウントを付け、そこで P T A 総務役員を引き受けた場合、引き受けた児童の兄弟が在学中に限り、下の子が入学してきた時に残りのカウントを引き継ぐことができるものとする。

第4条 各事業の決算は、随時運営委員会において報告する。

第5条 学級ごとの委員を次の通り選出する。

- ・ 全学年部、厚生部、広報部は各学級1名とする。
- 例外は、その都度、運営委員会の承認を得ることとする。

- 第6条 校外部員を次の通り選出する。
各地区より必要人数を選出する。なお、地区の事情により人数を変更することができる。
- 第7条 運営委員会は、必要に応じて特別委員会を作ることができる。
- 第8条 慶弔に関しては、次の通り行うものとする。
1、死亡の場合、児童・会員共に5,000円。その他会長が必要と認めた時は、会計と協議して決める。
2、PTA活動中に生じた事故については、保険に加入し、それをあてる。
- 第9条 役員及び会計監査に変更がある場合は、運営委員会でその都度協議決定する。
- 第10条 この細則は、昭和52年10月22日から実施する。
この細則は、平成1年4月15日から実施する。
この細則は、平成3年5月10日から実施する。
この細則は、平成10年2月3日から実施する。
この細則は、平成11年3月2日から実施する。
この細則は、平成15年3月3日から実施する。
この細則は、平成15年12月5日から実施する。
この細則は、平成16年3月5日から実施する。
この細則は、平成17年3月4日から実施する。
この細則は、平成18年4月21日から実施する。
この細則は、平成25年2月22日から実施する。
この細則は、平成27年2月6日から実施する。
この細則は、平成28年2月5日から実施する。
この細則は、令和3年4月23日から実施する。

P T A 表彰規定

本規定は、P T Aの趣旨を理解し、その活動を啓発又は、推進協力した者を対象とする。

1、すべての表彰は、本規定によるものとする。

イ、会員として通算4年以上P T A活動に従事した者、又、総務役員を2年以上従事した者に卒業時点（非会員となる）で、記念品を添えて会長名で表彰することができる。

ロ、非会員で、教育又はP T A活動に功績顕著であった者に、感謝状に記念品を添えて会長名で表彰することができる。

ハ、柏市立小・中学校P T A連絡協議会表彰者は、特にP T A活動に顕著な者を推薦する。

2、表彰については、表彰委員会を設ける。

イ、P T A運営委員会若干名で構成する。

ロ、委員会は、会長が招集する。

ハ、推薦者を審議し、運営委員会で承認を得る。

ニ、表彰は、定期総会席上で贈呈する。

この表彰規定は（細則）は、昭和56年12月2日発行とする。

この表彰規定は（細則）は、平成15年3月3日発行とする。

この表彰規定は（細則）は、平成27年2月6日発行とする。

この表彰規定は（細則）は、平成29年2月3日発行とする。